

こんな制度をどう存知ですか？

重度心身障害者 医療費助成制度

対象となる方

・身体障害者手帳1・2級又は3級の一部(内部疾患)の方
・重度の知的障害(「A」判定の療育手帳の交付を受けている方等)

助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。(住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ)

ひとり親家庭等 医療費助成制度

対象となる方

・20歳未満の子を扶養又は監護しているひとり親家庭の母又は父と子
・両親の死亡または行方不明等により、他の家庭で扶養されている20歳未満の子

助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。(住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ)お母さん又はお父さんは入院時のみ助成の対象になります。

乳幼児医療費助成制度

対象となる方

0～6歳(就学前)までの乳幼児

助成の範囲

初診時一部負担金のみで病院を受診できます。(入院時の食事代等、医療費以外の費用は除きます。)

老人医療費助成制度

昭和14年7月31日までに

生まれた方(平成17年7月31日現在で66歳に達した方)から69歳までの方で、ひとり暮らしや夫婦で暮している方の医療費の一部を助成する制度です。

対象となる方

原則として18歳以上の子がいない方で、次のいずれかに該当する方です。

- ・ひとり暮らし世帯(ひとり暮らしが6か月以上の方)
- ・老人夫婦世帯(もう一方の配偶者が60歳以上であること)
- ・老人と児童(18歳未満)の世帯

・18歳以上の子がいる場合でも、特例の子に該当する場合は対象となります。

(該当になるかわからない方は係まで問い合わせください。)

助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割(所得により2割になります。)

申請方法

必要書類をそろえて申請してください。場合によ

ては次の書類が必要になりますので申請の際は事前に係まで問い合わせください。
※転入してきた方は所得証明書(所得額・課税額・扶養数・控除額が記載)が必要になります。

- ・重度医療：印鑑・健康保険証・身障者手帳または療育手帳
- ・ひとり親医療：印鑑・健康保険証・戸籍謄本
- ・乳幼児医療：印鑑・健康保険証
- ・老人医療：印鑑・健康保険証・戸籍謄本・世帯全員の所得証明書

その他

所得制限

主に生計を維持している方の所得が基準額未満であることが要件です。

(乳幼児医療で平成13年3月31日までに生れた子供は除かれます。)

問い合わせ先

市民課医療給付係

☎42111

内線467・321番



特別障害者手当

家庭で生活している20歳以上の重度の障害者であって、障害の程度が著しく重度の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給される手当です。

月額手当	26,520円
対象となる障害の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のため寝たきりで全介護を受けている者 ・ 身体障害者手帳の個別の障害名の欄に1級が2つ以上障害程度の者 ・ 身体障害者手帳の個別の障害名の欄に1級があり、他に2級が2つ以上の障害程度の者
対象とならない者	入院中又は福祉施設に入所している者

特別児童扶養手当

身体や精神に障害があるため、家庭において常に介護を必要とする児童（20歳未満）を養育する父母等に対して支給される手当です。

月額手当	1級	50,900円
	2級	33,900円
対象となる障害の範囲	1級	おおむね身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳Aの障害程度の児童を養育している保護者
	2級	身体障害者手帳3級または4級、療育手帳B（中度）の障害程度の児童を養育している保護者
対象とならない者	福祉施設に入所している者	



障害児福祉手当

20歳未満の重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給される手当です。

月額手当	14,430円
対象となる障害の範囲	おおむね身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳Aの障害程度の者
対象とならない者	福祉施設に入所している者

*この手当が対象となる障害の範囲は、あくまで目安であり、申請の際には診断書による認定審査となりますので、詳しい内容については問い合わせ下さい。



問い合わせ先 社会福祉課障害福祉係 ☎ ④ 2111 内線222番

給付・貸与用具

区分	物品	対象者	性能
給付	電磁調理器	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な一人暮らしの高齢者等	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用できるもの
	自動消火器	おおむね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期の火災を消火する
	火災警報器	同上	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせる
貸与	老人用電話	おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者等	加入電話

問い合わせ先 高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎ ④ 2111 内線273番

老人日常生活用具給付事業

一人暮らしや、在宅で介護を必要としている高齢者に対し、日常生活を支援することを目的に、次の日常生活用具を給付又は貸与します。
 但し、生計中心者の所得税額によって一定の自己負担がかります。（負担額については問い合わせください）